

一般販売条項

第1条(一般)

1. 本一般販売条項は、ジェムアルト株式会社(以下「ジェムアルト」という)により製造され、および/またはお客様(以下「本件買主」という)に提供される製品および関連するサービス(以下「本件製品」という)に適用される。ジェムアルトが本件買主に対して行った本件製品についての提案またはこれに相当するもの(以下「本件提案」という)には、本一般販売条項が適用されるものとし、ジェムアルトと本件買主との間のその他の合意または別述書面による合意との間に齟齬がある場合には、別途書面による明示的な合意がある場合を除き、本一般販売条項が優先するものとする。
2. 本件提案(本一般販売条項とともに本件買主に対して送付された商業的、技術的および経済的な書面を含むが、これらに限定されない)は、ジェムアルトの本件買主に対する書面での通知により延長されない限り、発行日から30日間有効とする。
3. 本件買主による本件提案の書面での承諾および/または本件買主による書面での注文(以下「本件注文」という)は、本件買主による、本一般販売に対する無条件かつ取消不能な同意であり、本件買主自身の購入条項またはこれに類似する書面の放棄であるとみなされる。
4. 本件買主およびジェムアルトの正当な権限ある代表者が、本件提案から生じる契約(以下「本件契約」という)に書面で調印するまでは、本件提案はいつでも、ジェムアルトから本件買主に対する書面での通知により変更または撤回されることができ、
5. 本件買主が追加・変更・留保または前提とともに本件提案を承諾した場合、当該承諾は本件買主による新たな申込みであることのみならず、かかる新たな申込みは、ジェムアルトが書面で承諾した場合に限り、承諾した範囲内でのみジェムアルトを拘束する。本件注文の前に本件提案がなされたか否かにかかわらず、本件買主がジェムアルトから本件注文の書面による承諾(いずれも本件注文に関するものであり、また、適用がある場合には、それに対する当該追加・変更・留保または前提に関するものである必要がある)以下「本件注文承諾」という)を受領した場合を除き、本件契約は拘束力を有しない。本件注文と本件注文承諾との間に齟齬がある場合には、本件注文承諾が優先し、本件契約の条項を決定するものとする。本件注文承諾の発行日より後に、本件注文が変更または取り消されてはならない。但し、ジェムアルトの事前の書面による承諾があり、かつ、そこから生じる全ての費用を本件買主が負担する場合には、この限りではない。
6. 本件契約は、以下のみにより構成される。
 - (1)両当事者により調印された契約、および/または両当事者が合意した本件注文およびその本件注文承諾(場合によっては、補足的な特約および/または特別の販売条件を含む)。
 - (2)本一般販売条項(本一般販売条項は、本件契約の不可分な一部を構成する)。
7. 本件注文承諾と本一般販売条項との間に齟齬がある場合には、本件注文承諾が優先し、本件契約の条項を決定するものとする。
8. 本件契約は、その対象事項に関する当事者間の完全な合意を構成し、当事者間の従前の全ての合意および理解(口頭、書面、その他の形態を問わない)に取って代わるものとする。本件買主は、ジェムアルトによりまたはジェムアルトを代理してなされ、または発せられた本件契約に規定されていない言明、約束または表明を信頼していないことを確認する。

第2条(文書)

1. ジェムアルトの技術的または商業的文書(以下「本件文書」という)に記載されている本件製品の重量、寸法、大きさ、性能その他の仕様は、あくまで指標に過ぎず、ジェムアルトが本件注文承諾の中でその旨を明示的に述べ、あるいは本件契約に記載されない限り、契約上の拘束力を有するものではない。
2. 本件買主に対して提供された本件文書は、ジェムアルトの単独所有に留まるものとし、ジェムアルトの事前の書面による承諾を得ずに本件買主によって通信、複製または複製されてはならない。
3. 本件契約の条項に従い、本件買主は、本件文書を使用する非独占的、移転不能かつ譲渡不能な権利を付与される。本件買主は、本件製品を使用するために本件文書に接する必要がある従業員にのみ本件文書に接することを許すことに同意する。本件買主は、ジェムアルトの事前の書面による承諾を得ずに、本件文書に関する情報を第三者が利用可能な状態におき、または第三者に対して開示しない。本項に記載の義務は、本件契約の完了または解除後も引き続き本件買主を拘束する。本件買主は、自己の専有情報を保護するために用いるのに同様の注意をもって、本件文書の機密性を保持するものとする。

第3条(販売条件)

1. 当事者間の本件製品の販売は、本件注文承諾および/または本件契約に規定される時点で完了したものとみなす。
2. ジェムアルトが本件買主の要望に基づき、本件契約に規定される販売条件により要求されていない作業を行ったとしても、そのことは、販売の種類または本件契約の内容を何ら変更するものではない。かかる作業を行うことについては本件買主の要望は、ジェムアルトが本件買主の名において、本件買主を代理して行動することを必然的に意味する。かかる作業およびこれより発生する費用については、本件買主に対して別途請求されるものとし、本件買主は、関連する請求書を受領後、ジェムアルトに対して支払いを行うことに同意する。

第4条(引渡し)

1. 本件注文承諾および/または本件契約にこれと異なる条項が含まれている場合、あるいは書面で合意された場合を除き、引渡しスケジュールは、ジェムアルトが本件注文に応じるために必要な全ての情報およびデータを受領した日から計算されるものとする。
2. 引渡しに先立ち、本件製品は、ジェムアルトの一般的な基準に従い保存、梱包または箱詰めされるものとする。
3. 本件製品は本件買主への引渡しをもって本件買主に検収されたものとみなされ、本件注文に従って引き渡された本件製品は、確定的に移転されたものであり、返品または交換されてはならない。ただし、これと異なる条項がある場合はこの限りではない。
4. ジェムアルトは、部分的引渡しおよび/または予定引渡しを行い、関連する数量についての部分的な請求を行う権利を有する。とりわけ、ジェムアルトは、ある本件注文または本件契約について、本件買主より注文を受けた数量から最大10%多い、または少ない数量を引き渡す権利を有し、本件買主は、その許容範囲内でジェムアルトから有効に引渡しを受けた本件製品の数量に対応する価格を支払うことに同意する。
5. カード製品の各本件注文について、初期の色はジェムアルトにより作成され、本件買主が署名したブルーフ(すなわち、ジェムアルトが本件買主に対して電子的または紙媒体により送付した、関連するカードの図柄の最初の複製品)に基づいてカード製品に印刷される。その他の色は、ジェムアルトの各製造施設において利用可能なパントン色彩表に基づいて作成・印刷される。初期の色についてはブルーフ、その他の色についてはパ

ントン色彩表と、カード製品に印刷された色の相違については、分光比色計により測定されるものとし、カード製品の種類に応じて CIE 94 比色スペース(2.1.1) D65/10 において ±3.5 を超過しないものとする。

6. 本件製品またはその一部の引渡しが、本件買主の求めに応じ、またはジェムアルトの責に帰すことができない事由により延期される場合には、ジェムアルトは、本件製品またはその一部を本件買主の危険負担および費用負担において保存することができる。保存の日が、引渡しの日とみなされる。この場合、ジェムアルトは、かかる保存についてのジェムアルトの一切の責任を放棄する倉庫証明書を発行し、これに署名するものとする。

第5条(危険負担および所有権の移転)

1. 本件製品の危険負担は、本件製品の引渡しの時に本件買主に移転するものとする。
2. 本件製品の所有権は、ジェムアルトが本件製品の代金を全て受領した時に本件買主に帰属するものとする。

第6条(価格)

1. 本件注文承諾に別途規定される場合を除き、ジェムアルトの本件提案に記載される本件製品の価格は、本一般販売条項に含まれる条項に基づく本件契約の履行について変動せず、確定したものである。
2. 両当事者が別途合意した場合を除き、本一般販売条項に定める価格は日本円によるものとし、同通貨を請求および支払いの際の通貨とする。

第7条(支払い)

1. 適用される法律および規則により別途要求される場合を除き、本件製品の出荷の都度、ジェムアルトの所定様式による請求書が発行されるものとする。
2. 両当事者が別途合意した場合を除き、本件買主はジェムアルトの請求書を受領した日の属する月の翌末日までに支払いを行うものとする。
3. 本件買主が期日までに支払いを行わなかった場合、ジェムアルトは、ジェムアルトが有する他の権利または救済手段を何ら損なうことなく、以下の措置を採ることができる(但し、これに限定されない)。
 - (1)元本についての期日が到来した支払いが完全になされるまで、自らの義務の履行を延期することができる。
 - (2)本件買主にに対し、支払いが完全になされるまで、商事法定利率に10%を加えた年利による利息を未払い分について課すことができる(利息計算において、1ヶ月の一月は月全体であることとする)。
 - (3)ジェムアルトが本件買主に対して7層日前に書面で通知することにより、効果を有しないまま残った本件契約を解除することができる。
4. 本件買主による支払いが遅滞した場合、ジェムアルトは更に、新たな引渡しについて(合意された条件にかかわらず)出荷前の支払いを求め、また、何ら責任を負うことなく、継続中の本件契約または本件注文を停止または取り消すことができる。
5. ジェムアルトは、随時、本件買主のための貸付残高に対して制限を設け、適用ある支払い期間をそれに適合させる権利を有する。
6. 当事者間で事前の書面による合意がなされた場合を除き、前払いについてはいかなる割引も適用されない。
7. 本件買主は、本件契約に基づく全ての支払いについては、相殺、反訴、債引、減額等による方法であるかを問わず、ジェムアルトが本件買主に当該減額分と同額の金額を支払うべきものとする有効な裁判所命令が存在する場合を除き、いかなる控除も行い、かつ、その全額を支払うものとする。

第8条(出荷前受入検査)

1. 両当事者が本件製品について出荷前受入検査を実施することに合意し、かつ本件契約において出荷前受入検査が規定されている場合には、ジェムアルトが送付した出荷前受入検査の書面通知の発行日から最長で15層日以内に、ジェムアルトの施設において出荷前受入検査が行われるものとする。出荷前受入検査は本件買主の費用負担とし、その時点で有効なジェムアルトの標準検査手続きに従って行われるものとする。
2. 本件買主は、書面でも上記予定日の3層日前までに、代表者の氏名および履歴書をジェムアルトに提出して通知することにより、出荷前受入検査に出席することができる。本件買主が出席しなかったとしても、それにより出荷前受入検査の実施が遅延し、または妨げられることはない。ジェムアルトは、その後、前項に従って出荷前受入検査を実施することができ、当該条項の条件その後は満たされたものとみなす。

第9条(保証)

1. ジェムアルトは、ここに、本件製品が、通常の使用およびサービスの下、引渡し日から12ヶ月間、その材料および仕上りにおいて瑕疵を有しないことを保証する。本件買主は、瑕疵が発見されてから7層日以内にジェムアルトに対して当該瑕疵について書面で通知するものとし、当該通知は、当該瑕疵の診断を促進するため、当該瑕疵が発生した状況を詳細に説明するものとする。ジェムアルトは、本件製品を検証するための調整を本件買主と行うものとする。当該検証の結果、本件製品に瑕疵が認められた場合、本件製品に瑕疵がある場合には、本件買主により返還された本件製品の瑕疵は、ジェムアルトの選択により、修理または交換によって、ジェムアルトの費用負担により改善されるものとする。瑕疵ある本件製品の所有権は、交換品の引渡し時にジェムアルトに移転するものとする。交換部品が入手できない場合には、それと最も一致する部品によって交換されるものとする。
2. ジェムアルトに返還された瑕疵ある部品の輸送費および保険料は本件買主の負担とする。ジェムアルトにより交換または修理された部品の輸送費および保険料はジェムアルトの負担とする。本項に基づいてジェムアルトが修理または交換した本件製品については、ジェムアルトによる保証は、前項の12ヶ月間の残存期間について継続するものとする。
3. 本件製品は「現状有姿」で提供され、本項に基づくジェムアルトの保証責任は、瑕疵ある部品の修理または交換に厳格に限定される。上記保証は、使用についてのジェムアルトの指示に従って本件製品が使用・維持された場合にのみ適用される。
4. 本保証は、消耗品および拡張品(例:電池、ヒューズ等)、並びに、本件買主がジェムアルトの仕様または文書、あるいは一般的に製品使用の標準的な慣行に従って本件製品を使用・維持しなかったことにより生じ、またはこれに関連する瑕疵にも適用されないものとし、また、以下により生じ、またはこれらに関連する瑕疵にも適用されない。
 - (1)本件製品と、ジェムアルトが提供、承認または具体的に推奨していない器具、素材、製品またはシステムとの組合せ。
 - (2)ジェムアルト以外の第三者による本件製品の変更。
 - (3)本件製品に対して損傷を及ぼす事故、破壊行為、過失または取扱いの誤り。
 - (4)通常の損耗。

- (5) 瑕疵ある設置、維持または保存。
 (6) ジェムアルトが必要であるとみなした以外の本件製品についての技術的メンテナンスまたは介入。
5. ジェムアルトが供給業者から購入し、現状有姿で再販売する製品および構成要素については、ジェムアルトの保証責任は、供給業者がジェムアルトに対して付与した条項に厳格に限定される。
6. ジェムアルトは、本件製品がいかなる攻撃に対しても耐性を有することについて何ら保証するものではなく、この点について何ら責任を負わず、全ての責任を放棄する。各本件製品が設計日の時点で効力を有するセキュリティの基準を満たしている場合であっても、本件買主は、セキュリティメカニズムの耐性は、セキュリティにおける最新技術、とりわけ新たな攻撃の登場に伴い、必然的に変化することを確認する。いかなる状況においても、ジェムアルトは、第三者の行為または請求、とりわけ、本件製品を組み込んだシステムまたは器具に対する攻撃が成功した場合について、何ら責任を負わないものとする。本件買主は、本件製品に関して、全てのデザイン、計画、データ(例：パーソナライゼーションデータ)、電子セキュリティメカニズムおよびアーキテクチャ、並びに仕様(以下総称して「本件デザイン」という)を提供したとみなされ、これに対して責任を負う。本件買主が要請した場合、ジェムアルトが本件デザインに関して提案をした場合には、本件買主はそれを分析し、本件デザインに反映するか否かを決定する責任を負う。本件買主は、本件製品に係る注文をすることにより、以下を表明し、保証する。
- (1) 本件製品にインストールされている電子セキュリティメカニズムおよび/またはアーキテクチャ、並びに、本件製品の選択および使用を自己の知識および判断に基づいて行ったこと。
 (2) 本件製品が提供する電子セキュリティメカニズムおよびアーキテクチャを認識し、理解し、これを認めたこと。ジェムアルトは、いかなる方法によっても、電子セキュリティメカニズムおよび/またはアーキテクチャの障害、またはこれに対する攻撃に関して責任を負わない。
7. 本条の保証、並びに、本条に基づく本件買主の権利および救済手段は、唯一のものであり、本件製品の瑕疵または不具合についての他の保証、権利および救済手段(制定法に基づくものか、明示であるか黙示であるかを問わない)に取って代わるものであり、本件買主は、これらの保証、権利および救済手段を明示的に放棄する。とりわけ、ジェムアルトは、本件製品が、本件製品の機能(セキュリティメカニズムを含む)を打破し、または無効化する全ての試みに対して耐性を有するものであることを何ら保証するものではなく、ジェムアルトはこの点について何ら責任を負わず、全ての責任を放棄する。

第10条(責任)

1. 適用法令が許容する最大限において、本件契約から生じ、またはこれに関連するいかなる損害、損失または費用に関して、ジェムアルトまたはその関連会社の役員および従業員、または、その供給業者、代理人および流通業者は、いかなる場合においても、本件買主並びにその役員、代理人、従業員、承継人および/または譲受人に対して、本件契約から生じ、またはこれに関連する、本件買主および/または第三者が被った、瑕疵、侵害または侵害の主張、出来事、本件製品の不具合または本件契約に従った履行をしなかったことに起因する、あらゆる種類または性質の間接的損害、特別損害、派生的損害、付随的損害(損失、費用、損害、逸失収益、逸失利益、所得、収入、使用の喪失、生産費用削減または予定費用削減の喪失、営業、契約または商業機会の喪失、評価または営業権の毀損または喪失、または、データ、データベースまたはソフトウェアの喪失または損傷を含む)、これらに限定されない)について、ジェムアルトがかかる損害の可能性について通知された場合であっても、責任を負わない。本件買主は、かかる損害、損失または費用に基づく請求よりジェムアルトを防御・補償・免責するものとする。
2. ジェムアルトは、いかなる場合であっても、本件買主に対し、本件買主、第三者またはエンクローザによる本件製品の違法または許欺的な使用に起因し、またはこれから生じた損害、損失または費用について、責任を負わない。
3. ジェムアルトに対する請求は、その請求の原因が発生した後、遅くとも12ヶ月以内に行わなければならない。
4. これに関連するジェムアルトおよびその供給業者、代理人および流通業者の責任の総額は、以下のいずれか小さい方を超えないものとする。
 (1) 当該請求を生じさせた本件注文の価格。
 (2) 本件買主による損害賠償請求を生じさせた事由の発生前6ヶ月間に、本件契約に基づきジェムアルトに対して実際に支払われた価格の合計額。
5. 前項の責任の制限は、契約違反または不法行為(過失を含む)による請求、または保証違反に基づくものであるかを問わず適用される。

第11条(不可抗力)

1. ジェムアルトは、本件契約に基づくジェムアルトの義務の履行が不可抗力によって遅滞し、または妨げられた場合には、債務不履行の責任を負わない。
2. 「不可抗力」とは、ジェムアルトによる合理的な支配が及ばない出来事(天災、政府の決定、禁輸措置、戦争または国家非常事態、戦争行為、公衆の敵の行為、世界のどこかにおけるテロリストの攻撃、内乱、サボタージュ、火災、洪水、爆発、病気の流行、検査規制、通常信頼できる供給源(電気、水道、燃料その他を含む)が、これらに限定されない)からの供給の阻害、ストライキ(ジェムアルトあるいはその供給業者または受託業者におけるもの)、ロックアウト、労働の妨害、本項に定義する不可抗力に直面した供給業者または受託業者からの遅延を含むが、これらに限定されない)をいう。
3. 不可抗力の場合、ジェムアルトは、当該出来事について本件買主に通知するものとし、本件契約の履行のスケジュールは、ジェムアルトが当該出来事の結果を克服するために合理的に必要とされる期間分、自動的に延長されるものとする。
4. ジェムアルトの義務の全部または一部の履行が不可抗力により3ヶ月を超える期間遅滞し、または妨害された場合には、ジェムアルトは、本件買主に対して更に責任を負うことなく、いつでも、本件契約またはその一部の解除を求めることができる。この場合、両当事者は、相互の合意により清算的和解に到達するよう試みるものとし、到達できない場合には、第14条の規定が適用されるものとする。但し、不可抗力は、いずれかの当事者による履行期が到来した支払いを妨害し、または遅滞させるものではない。

第12条(輸出規制)

ジェムアルトが本件製品を輸出する場合であって、当該本件製品が輸出規制の対象であるときには、本件買主は、本件製品が、直接的または間接的に、適用される法規制に違反して輸出または輸入されることがないよう、関係する全ての輸出管理法および規則を完全に順守するものとする。従って、本件買主は、いかなる条件の下でも、対価を受けるか否かにかかわらず、一時的であるか永続的であるかを問わず、本件製品(販売後サポートに関連して引き渡されたサプライ品および予備品/交換部品を含む)、文書、使用マニュアルおよび本件情報に関する情報を、ジェムアルトおよび/または権限を有する当局の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対して販売、貸与または引き渡さないことを約束する。

第13条(知的財産、秘密および侵害)

1. 本件提案または本件契約に基づいてジェムアルトが供給した文書または情報のサポートに含まれる情報およびデータ(以下「本件情報」という)は、それに付されている知的財産権(特許権、著作権、商標、意匠を含むが、これらに限定されない)と共に、ジェムアルトの単独所有に留まるものとする。従って、本件契約により、本件製品に関する名称、商標、営業秘密、特許、特許出願、専門知識、著作権およびその他の知的財産権についてのいかなる権利、所有権および利益も、本件買主に対して移転しない。とりわけ、本件製品にソフトウェアが組み込まれている場合、当該本件製品の販売は、当該ソフトウェアの所有権または権利の本件買主への移転を構成するものではなく、ただ、本一般販売条項の規定に従い、ジェムアルトの知的財産権に基づき、当該ソフトウェアを、本件製品とともに、ジェムアルトにより供給された本件製品に組み込まれた状態で、またはジェムアルトの指示に従ってまたはジェムアルトの指示に従って使用する非独占的かつ移転不能な使用権を本件買主に対して付与するに過ぎない。
2. 本条に定めるものを除き、直接的または間接的に問わず、黙示、禁反言の法理その他のいかなる方法によっても、ジェムアルトの特許、営業秘密、著作権および/またはその他の知的財産権に係るいかなる権利も本件顧客に許諾されない。本件買主は、本件契約の目的以外で、また、場合によっては本件製品の設置、使用または維持の目的以外で、本件情報を使用してはならない。ジェムアルトは、そこから生じる、本件契約の履行前に、または履行に際して作成された全ての発明、設計および手続きについての完全な所有権を留保する。
3. 本件買主は、本件情報の秘密性を厳に保持するとともに、第1項に規定する目的のために本件情報を知る必要がある本件買主の従業員以外の第三者に対し、本件情報を開示しない。それ以外の全ての開示には、ジェムアルトの事前の書面による承諾を要する。
4. 第10条の下、ジェムアルトは、本件買主が本件製品をその技術的仕様に従って使用した結果として生じた、本件買主の国における知的財産権の侵害の主張または侵害から直接生じる全ての請求、費用、支出および責任から、本件買主を補償する。但し、本件買主が全ての請求について直ちにジェムアルトに対して書面通知すること、いかなる請求も、当該請求を生じさせた本件製品の引渡しの日から3年を経過した後は行うことができないこと、本件買主が、当該請求に関してジェムアルトが要する全ての情報および補助を提供すること、本件買主が、この点に関する請求をジェムアルトの責任において防御、和解する機会をジェムアルトに付与すること、並びに、本件買主はかかる請求をした第三者との間で自白、宣言または取り決めを行わないことを条件とする。
5. 本件買主を補償する上記義務は、ジェムアルトが類似の保証をその供給業者から得ていない本件製品についてはジェムアルトに適用されず、また、以下に起因し、またはこれに基づく侵害の主張または侵害についてもジェムアルトに適用されない。
 (1) 本件製品の、他の物品、ソフトウェア、ハードウェア、機器または装置との関連付けまたは組合せ。
 (2) ジェムアルトによるものではない、または、本件買主が供給した設計に基づく、本件製品の改変または変更。
6. 裁判所または仲裁人が知的財産権侵害があると最終的に判断した場合、または、本件製品が知的財産権侵害の請求または訴訟の対象になり得るとジェムアルトが判断した場合に、ジェムアルトは、その選択により、以下のいずれか一の解決策を選択することができる。
 (1) 本件製品の使用を継続できる権利を本件買主のために取得すること。
 (2) 侵害する本件製品を、同等の製品をもって置き換えること。
 (3) 侵害がなくなるよう、侵害する本件製品を変更すること。
7. 上記は、本件製品またはその一部による特許、著作権、商標、営業秘密または知的財産権の侵害に関するジェムアルトの全ての保証および責任を記述したものである。
8. 本件買主は、自己が提供し、または付与した設計および/または指示は、本件契約の履行に際してジェムアルトに知的財産権を侵害させるものではないことを保証する。本件買主は、この点に関し、第4項および第6項に規定するのと同等の方法でジェムアルトを免責し、防御するものとする。

第14条(準拠法および紛争解決)

1. 本件提案および本件契約は、法選択の準則によらず、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。国際物品売買契約に関する国連条約(1980年)の適用は、明示的に排除されるものとする。
2. 東京地方裁判所が、本件提案または本件契約の存在、解釈、履行および/または解除から生じ、またはこれに関する両当事者間の紛争であって、両当事者が友好的に解決できないものについて、第一審の専断的な管轄権を有する。

第15条(譲渡)

ジェムアルトおよび本件買主は、相手方の明示的な事前の書面による同意(かかる同意は不合理に保留してはならない)を得ることなく、本件契約またはその一部を第三者に譲渡してはならない。但し、ジェムアルトは、本件顧客の同意なしに、本件契約またはその一部を関連会社に対して譲渡する権利を有し、また、合併、ジェムアルトの実質的に全ての資産の売却、または支配の変更に関して、第三者に譲渡する権利を有する。

第16条(解除)

- ジェムアルトは、以下のいずれかの場合、何時でも本件契約および/または本一般販売条項に自己の義務を解除することができる。
 (1) 本件買主が本一般販売条項に基づいてジェムアルトに支払うべき金額を支払わなかった場合
 (2) 本件買主がジェムアルトに支払うべき金額を支払わなかった場合
 (3) 本件買主が自らにつき破産手続きを開始し、または支払不能の状態に陥った場合、
 (4) 本件買主が本件契約について重大な違反をし、ジェムアルトによる本件顧客への当該違反の通知後15日以内に当該違反が是正されない場合

第17条(一般条項)

1. 本件契約のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所、法廷または行政機関により、その全部または一部について違法、無効、強制不能または不合理と判断された場合には、その違法性、無効性、強制不能性または不合理性の範囲内において分離可能とみなされ、本件契約の残りの規定および当該規定の残りの部分は引き続き完全に効力を有するものとする。
2. 本件契約の当事者は、本件契約のいずれの規定についても、本件契約の存在を理由にその当事者でない者によって強制可能とすることを意図していない。

以下余白